

自分らしい生活をするために

新しい総合事業

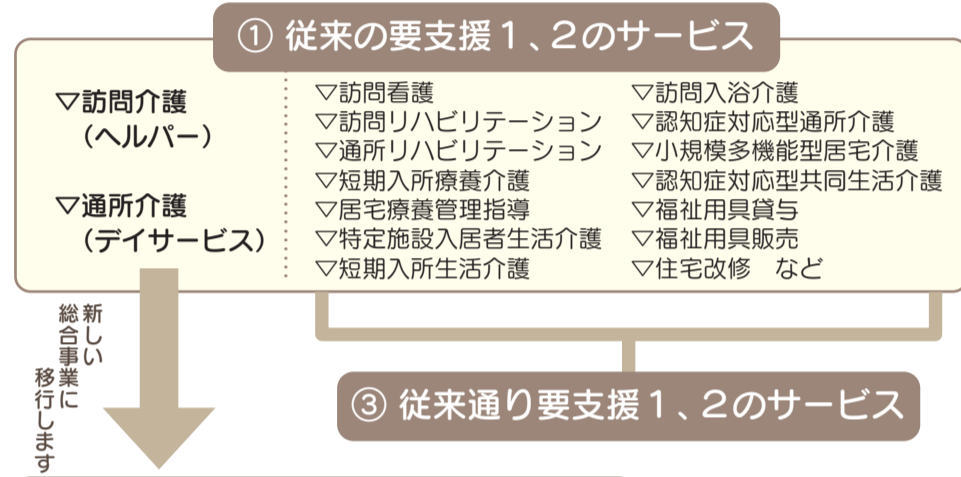
これまで、要支援1、2のサービスは全国一律に下の①のようなサービスが提供されてきました。このうち、訪問介護と通所介護は、今後、市町村が独自に運営する「介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）でのサービスとなります（下の②参照）。

その他の要支援1、2のサービス、例えば訪問看護や福祉用具貸与などのサービス（下の③参照）は、これまで通りの要支援1、2のサービスとして残ります。

新しい総合事業では、利用者のニーズに応えられるよう、みなさんと一緒にさまざまなサービスをつくり上げていくこととなります。そのためには、今ある介護保険のサービス事業所だけでなく、地域のみなさんやNPO、民間企業など、みんなで参加することが必要です。

■問い合わせ先 地域包括支援センター ☎(36)1285

新しい総合事業の仕組み



② 新しい総合事業でのサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

事業名	内容
訪問型サービス	▽現行の訪問介護相当＝事業所による主に身体介護（入浴介護、おむつ交換など） ▽訪問型サービスA（緩和した基準でのサービス）＝主に生活援助（掃除、洗濯、買い物など） ▽訪問型サービスB（住主体での支援）＝住主体の自主活動として実施する生活援助（ごみ出し、電球替えなど） ▽訪問型サービスC（短期集中予防サービス）＝理学療法士や歯科衛生士らが自宅に訪問し、訪問指導、相談支援など
通所型サービス	▽現行の通所介護相当＝事業所による生活機能向上のための機能訓練 ▽通所型サービスA（緩和した基準でのサービス）＝ミニデイサービス、運動、レクリエーションなど ▽通所型サービスB（住主体での支援）＝体操、運動などの活動など、自主的な活動 ▽通所型サービスC（短期集中予防サービス）＝生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善などのプログラム
生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食など

新しい総合事業は、地域のみなさんと一緒に作りあげていきます。地域のみなさんに参加してもらうことで、より充実したものになります。ぜひ協力をお願いします。

ひとり親家庭のための「各種訓練給付金」「日常生活支援事業」

【「新規事業」ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業】
ひとり親家庭の親か子が、就職につながるために、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座などを受講した場合に、「受講修了時給付金」、また、高

卒認定試験の全科目に合格した場合「合格時給付金」を助成します。
●助成の種類
①「受講修了時給付金」
＝高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す講座の受講を修了した場合
＊講座は、事前に市長から指定を受けたもので、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合を除く。詳細は問い合わせを
②「合格時給付金」
＝①の試験の全科目に合格

した場合
●対象 20歳未満の児童を扶養している、ひとり親家庭の親か子で、次の全ての要件を満たす市民
▽所得が児童扶養手当受給対象の所得水準の人
▽高卒認定試験に合格することが、技能や資格の取得、就業のために必要であると認められる人
＊ただし、高等学校卒業者と大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など、すでに大学入

学資格を取得している人は対象外
●支給額
①「受講修了時給付金」
＝対象講座の受講のために支払った費用の2割（上限10万円）
＊ただし、4000円を超えない場合は支給されません
②「合格時給付金」
＝対象講座の受講のために支払った費用の4割
＊ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計額が15万円を超える場合は、15万円を限

度として支給
【自立支援教育訓練給付金】
就職につながる能力開発のために受講した、教育訓練講座の受講料を助成します。
●対象 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親で、次の全ての要件を満たす市民
▽所得が児童扶養手当受給対象の所得水準の人
▽養成機関で1年以上修業する予定の人
＊通信制も利用可
●対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師などの資格取得のために修業している人
＊詳細は問い合わせを
●支給額

●対象 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親で、次の全ての要件を満たす市民
▽所得が児童扶養手当受給対象の所得水準の人
▽養成機関で1年以上修業する予定の人
＊通信制も利用可
●対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師などの資格取得のために修業している人
＊詳細は問い合わせを
●支給額

【ひとり親家庭等日常生活支援】
技能習得のための通学や疾病などで、定期的に生活援助が必要になった場合、家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を行います。所得に応じた費用負担、事前登録は必要です。
●対象 母子・父子家庭、寡婦（かつて母子家庭の母であった人）の市民
●問い合わせ先
子ども家庭課
子ども家庭係
☎(36)1151

▽市町村民税非課税世帯
＝月額10万円
▽市町村民税課税世帯
＝月額7万5000円
＊いずれも、平成28年度に養成機関に入学し修業している人が属している世帯
●支給期間 平成28年度以降に養成機関に入学し修業する人は、3年間が対象
＊申請をした月から支給
【ひとり親家庭等日常生活支援】
技能習得のための通学や疾病などで、定期的に生活援助が必要になった場合、家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を行います。所得に応じた費用負担、事前登録は必要です。
●対象 母子・父子家庭、寡婦（かつて母子家庭の母であった人）の市民
●問い合わせ先
子ども家庭課
子ども家庭係
☎(36)1151

成28年度軽自動車税の税額（年額）で確認か、問い合わせを
【軽自動車税の減免申請にはマイナンバーが必要】
●受付期間 5月11日（水）～同31日（火）
●内容 心身に障がいのある人か、同居の家族が所有している軽自動車、バイク（原付、自動二輪）の税金を、障がい者1人につき1台のみ減免
●持参品
▽身体障害者・戦傷病者・療育・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
▽運転免許証
▽平成28年度軽自動車税納税通知書（納付書）
▽個人番号通知カードか、個人番号カード
▽委任状（代理人が申請する場合）
＊個人番号の確認と窓口に来た人の本人確認を実施します
＊同通知書（納付書）は、5月10日（火）ごろ発送予定
＊普通自動車で減免を受けている人は対象外。
普通自動車の減免は、東福岡県事務所 ☎092(641)0201に問い合わせを
●問い合わせ先
税務課固定資産税係
☎(36)7351

【平成28年度から軽自動車税の税率（年額）が変わります】
改正の詳細は、市HP <http://www.city.munakata.jp/> ↓「税金」 ↓「軽自動車税」 ↓「平成28年度から軽自動車税の税率（年額）が変わります」

【軽自動車税の税率（年額）が変わります】
改正の詳細は、市HP <http://www.city.munakata.jp/> ↓「税金」 ↓「軽自動車税」 ↓「平成28年度から軽自動車税の税率（年額）が変わります」